

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案） 参照条文目次

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）	1
関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	2
輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）	6
関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）	7
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年六月二日法律第一百十二号）（抄）	13
コンテナーに関する通關条約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に関する通關条約（TIR条約）の 実施に伴う関稅法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）（抄）	14
主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十三号）（抄）	15
電子計算機を使用して作成する國稅關係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（抄）	16
沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	21
関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）	22
稅關關係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（抄）	23
関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）	26
関稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第一百五十三号）（抄）	28
コンテナーに関する通關条約（昭和四十六年条約第七号）（抄）	28

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（関税割当制度）

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（製造用原料品の減税又は免税）

第十三条（省 略）

2（省 略）

3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合には、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

4～6（省 略）

7 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8（省 略）

（無条件免税）

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一～十七（省 略）

十八 課税価格の合計額が一万円以下の物品（本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）又は当該貨物の輸入に係る通関手続（通関業法（昭和四十二年法律第百一十二号）第二条第一号イ(1)（定義）に規定する通関手続をいう。以下同じ。）を認定通関業者（第七十九条の二（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十二条の七第一項第二号イ及び第六十七条の三第一項第二号において同じ。）に委託した者（以下「特例委託輸入者」という。）は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

256（省 略）

（帳簿の備付け等）

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に關して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第七条の十一第二項及び第七条の十二第一項第二号において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

2（省 略）

（保税蔵置場の許可）

第四十二条 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

2及び3（省 略）

（保税蔵置場の許可の特例）

第五十条 第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において同項に規定する行為（以下「外国貨物

の蔵置等」という。)を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができる。

2 前項の届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、第四十二条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、その許可を受けたものとみなされる場所に係る当該許可の期間は、同条第二項の規定にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間とする。

3 5 (省 略)

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物を除く。))については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十七条の八 特定輸出者は、政令で定めるところにより、特定輸出貨物(特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいう。第六十七条の十第二項及び第九十四条第二項において同じ。)の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第六十七条の十第二項及び第六十七条十一第一号において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 (省 略)

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第六十八条 税関長は、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。))を除く。)の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二第一項(

輸出申告又は輸入申告の手続)、第六十八条から第六十九条の十まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)及び第七十条(証明又は確認)の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物(第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。)」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品(他の法令の規定により積み戻すことができる」ととされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。)」とする。

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。次項において「一般輸出貨物」という。)を業として輸出する者について準用する。

3 電子帳簿保存法第四条から第十条まで(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一条第一項及び第二項(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)(同条第

	<p>納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）</p>	<p>二項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）</p> <p>一般輸入貨物（同条第一項に規定する一般輸入貨物をいう。第十条において同じ。）の輸入予定地又は一般輸出貨物（同法第九十四条第二項に規定する一般輸出貨物をいう。第十条において同じ。）の輸出予定地を所轄する税関長（以下「所轄税関長」という。）</p> <p>関税法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「関税関係書類」という。）の全部</p>
<p>第四条第二項</p>	<p>国税関係書類の全部</p>	<p>関税関係帳簿</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の全部又は一部</p>	<p>関税関係帳簿</p>
<p>第五条第二項</p>	<p>国税関係帳簿書類の</p>	<p>関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の</p>
<p>第六条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>関税関係帳簿の備付けを開始する日</p>
<p>第六条第六項</p>	<p>国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿</p>	<p>関税関係帳簿</p>
<p>第九条</p>	<p>税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）</p>	<p>関税関係帳簿</p>
<p>第十条</p>	<p>代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）</p> <p>所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者</p>	<p>代える日</p> <p>一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者</p>

（手数料）

第百条 次の各号に掲げる許可を受ける者は、当該各号に定める事項を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

一 (省 略)

二 第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)、第五十六条第一項(保税工場の許可)、第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の許可 当該許可に係る保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の種別、延べ面積及び許可の期間並びに当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において行う税関の事務の種類
三 (省 略)

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)(抄)

(課税物品の確定の時期)

第三条 保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合の基礎となる課税物品の性質及び数量は、当該物品に課税を課する場合(関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる場合を含む。次条において同じ。)の基礎となる当該物品の性質及び数量による。ただし、次の各号に掲げる課税物品については、当該各号に定める時における性質及び数量による。

一 関税法第六十一条の四(保税工場)において準用する同法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)若しくは同法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)又は同法第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の承認を受けて加工され、又は製造された課税物品(政令で定めるものを除く。) 当該物品につき同法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づき輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする時
二 (省 略)

(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)

第十六条 (省 略)

2}6 (省 略)

7 次に掲げる製品(本邦において消費し、又は使用する課税物品以外の製品で、消費税法等の規定により、当該製品の原料又は材料として消費し、又は使用する課税物品に係る内国消費税が免除されるものを除く。)を保税地域から引き取り、又は保税地域において消費し、若しくは使用する場合には、当該製品を引き取る者又はこれを消費し、若しくは使用する者が、その引取り又は消費若しくは使用の時に、当該製品のほか、その原料又は材料として消費し、若しくは使用した課税物品を保税地域から引き取るものとみなす。

して、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

一 第一項の規定の適用を受けた課税物品を原料又は材料として製造した製品（政令で定めるものを除く。）又は関税率法第十四条の二第一号（再輸入減税）の規定に該当するもの

二（省 略）

8 } 13（省 略）

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項目に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一（省 略）

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたるもの

3 (省 略)

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年(同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前年」という。)までの過去三年間における各年(同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。以下この条において同じ。)の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量(以下この条において「平均輸入数量」という。)(に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量(以下この条において「平均国内消費量」という。)(に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年(同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前々年」という。)(の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

5 (省 略)

6 第一項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号(統計の作成)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

7 (省 略)

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二〇一・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の二に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)(が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条において「輸入基準数量」という。)(を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(以下この条において「第二項に係る発動日」という。))から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚

及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間（以下この条において「重複期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八第一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第三〇三・一一号の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第三〇三・一二号の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第三〇三・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 輸入に係る生きている豚及び豚肉等が第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日（第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。）前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認められた場合

二 生きている豚及び豚肉等について関税法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

5 （省 略）

6 第七条の第三第六項の規定は、第一項若しくは第二項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

7 （省 略）

（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）

第八条 加工又は組立てのため、平成二十六年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一 関税率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のもの並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの（これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

二 関税率法別表第五十七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又

は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

三 関稅定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該當する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

四（省 略）

2（省 略）

（特惠関稅等）

第八條の二 經濟が開発の途上にある国（固有の関稅及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、関稅について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関稅の率は、第二條の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関稅定率法別表第一類から第二十四類までに該當する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める稅率

二 関稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該當する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされているものを除く。） 同法別表に定める稅率

（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率）及び協定稅率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た稅率

三 関稅定率法別表第七十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該當する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされているものを除く。） 無稅

2 前項の規定にかかわらず、一の特惠受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特惠受益国等を原産地とする物品の有する國際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関稅についての便益を与えることが適當でないことを認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関稅についての便益を与えないことができる。

3 特惠受益国等のうち、國際連合總會の決議により後発開發途上国とされている国で特惠関稅（第一項の規定により課される関稅をいう。）について特別の便益を与えることが適當であるものとして政令で定める国（次条において「特別特惠受益国」という。）を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関稅定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）及び同項第一号に定める稅率が無稅とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関稅の率は、第二條又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無稅とする。

4 (省 略)

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 (省 略)

2 関税率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

(経済連携協定に基づく関税割当制度等)

第八条の六 (省 略)

2及び3 (省 略)

4 各年度において、経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告(当該譲許の便益の適用を受けることができるとされていた期間中に関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示(課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))に係るものを除く。))を含む。))又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、当該経済連携協定において同一の番号その他の記号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

(軽減税率等の適用手続)

第九条 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(以下「軽減税率」という。))が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 (省 略)

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積地域の指定）の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成二十九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成二十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年六月二日法律第一百十二号）（抄）

（輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し）

第十四条 (省略)

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 5 (省略)

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)(抄)

(免税コンテナー等についての記帳義務等)

第六条 免税コンテナー又は免税部分品を輸入した者(その輸入後に、これらの物品の譲渡、返還又は貸与がされたときは、当該譲渡、返還又は貸与を受けた者。次項及び次条において「管理者」という。)は、政令で定めるところにより、これらの物品の管理、運用及び保管に関する事項を帳簿に記載しなければならない。

2 税関長は、輸入税の徴収上必要があると認めるときは、管理者に対し、政令で定めるところにより、当該免税コンテナー又は免税部分品について、その輸出年月日及び輸出地その他必要な事項を報告させることができる。

(管理者変更の場合の通知)

第七条 免税コンテナー又は免税部分品について管理者が変わることとなつたときは、その変更前の管理者は、これらの物品の引渡しの日から五日を経過する日までに、変更後の管理者に対し、政令で定めるところにより、これらの物品について再輸出期間その他必要な事項を通知しなければならない。

(国産コンテナー等の特例)

第八条 第三条から前条までの規定は、免税コンテナーのうち、本邦において製造されたコンテナー(保税作業による製品を除く。)及び輸入税が納付された、又は納付されるべきコンテナーで、政令で定めるところによりこれらのコンテナーである旨の表示をしたものについては、適用しない。

(国際道路運送手帳の確認)

第九条 国際道路運送手帳による担保の下で外国貨物の保税運送（関税法第六十二条第一項に規定する運送をいう。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、当該国際道路運送手帳につき保証団体の確認を受けなければならない。

（保証団体の担保の提供等）

第十一条 財務大臣は、関税及び内国消費税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、保証団体に対し、金額及び期間を指定し、関税及び内国消費税につき担保の提供を命ずることができる。

2 財務大臣は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

3 財務大臣は、第一項の規定により担保を徴した場合において、保証団体が納付すべき関税及び内国消費税がその納期限までに完納されないときは、税関長に、その担保として提供された財産の処分その他の処分を行なわせるものとする。

4 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

（コンテナの承認手続）

第十三条 コンテナにつき、コンテナ条約第七条又は国際道路運送条約第十七条２に規定する承認を受けようとする者は、政令で定めるところにより、当該コンテナの種類、型式、記号及び番号その他政令で定める事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

（設計型式により承認されたコンテナへの条約等の適用等）

第十四条 コンテナ条約附属書一又は国際道路運送条約附属書六に定める技術上の条件を満たすものとして設計型式により承認されたコンテナは、コンテナ条約第七条又は国際道路運送条約第十七条２の規定により承認されたコンテナとみなして、これらの条約及びこの法律を適用する。

2 前条の規定は、本邦においてその製造するコンテナにつき、前項の設計型式による承認を受けようとする者について準用する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（米穀等の輸入）

第三十四条 米穀等の輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条に定める輸入をいう。以下この項及び第四十五条第一項に

において同じ。)を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合
 - 二 第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合
 - 三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀等を輸入する場合
- 2 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。
 - 3 第一項の納付金の納付手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（抄）

（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の全部又は一部に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、財務省令で定める場合において、当該承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

- 第六条 保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。
- 2 保存義務者は、第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代える日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。
- 3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部に

つき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

二 その電磁的記録の備付け又は保存が、第四条各項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われないと認められる相当の理由があること。

4 所轄税務署長等は、第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならぬ。

5 第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

一 当該申請書が国税関係帳簿に係るものである場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該国税関係帳簿の備付けを開始する日の前日

二 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代える日の前日

三 当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合 その提出の日から三月を経過する日

6 保存義務者は、第四条各項のいずれかの承認を受けようとする国税関係帳簿書類につき、所轄税務署長等のほかに第一項又は第二項の申請書の提出に当たり便宜とする税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該所轄外税務署長を経由して、当該申請書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該申請書が所轄外税務署長に受理されたときは、当該申請書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。

（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）

第七条 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、当該承認を受けている国税関係帳簿書類（以下この条及び次条第一項において「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、第四条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、財務省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る

電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。

- 2 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る前条第一項又は第二項の申請書(当該申請書に添付した書類を含む。)に記載した事項(国税関係帳簿書類の種類を除く。)の変更をしようとする場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、前二項の届出書の提出について準用する。

(電磁的記録による保存等の承認の取消し)

第八条 所轄税務署長等は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。

- 一 その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。
- 二 その電磁的記録の備付け又は保存が第四条各項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと。
- 2 所轄税務署長等は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知する。

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第九条 前三条の規定は、第五条各項の承認について準用する。この場合において、第六条第一項中「第四条第一項の承認を受けようとする場合には」とあるのは、「前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「三月前の日までに」とあるのは、「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする国稅関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、「」が、当該承認」とあるのは、「」が、前条第一項の承認」と、同条第二項中「第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には」とあるのは、「前条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「電磁的記録の」とあるのは、「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「三月前の日までに」とあるのは、「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第四条第二項の承認を受けている国税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。)(の三月前の日までに」と、「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは、「種類」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」とあるのは、「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは、「前条第二項」と、同条

第三項第二号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、同条第五項中「前日」とあるのは「前日（当該申請書が前条第三項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日の前日）」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項中「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「第四条第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「及び保存」とあるのは「及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、同条第二項中「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、同条第三項中「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と読み替えるものとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外）

第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第六条（行政機関等の電磁的記録による作成等）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

（他の国税に関する法律の規定の適用）

第十一条 第四条各項又は第五条各項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税関係帳簿書類とみなす。

2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類とみなす。

3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第百四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

二 所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び法人税法第百二十三条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十三条第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

三 法人税法第四条の三第二項第三号ロ（連結納税の承認の申請）の規定の適用については、同号ロ中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

四 法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（指定保稅地域等）

第四十五条 国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（政令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法第三十七条第一項に規定する指定保稅地域とみなす。

2 税関長は、第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が国際物流拠点産業集積地域の区

域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

3 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたもの）とみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るもの）の手数料を含む。）を軽減することができる。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

（輸入申告のの特例）

第五十九条の四 法第六十七条の二第二項第一号（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定により、貨物を保税地域等に入れずに輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二 輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ又はこれに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

三（省略）

四 前三号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前に輸入申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 前項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 当該承認を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

3 (省略)

税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)(抄)

(保税蔵置場又は保税展览展示場の許可手数料)

第二条 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)又は法第六十二条の二第一項(保税展览展示場の許可)の規定による許可を受ける者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税蔵置場又は保税展览展示場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額(許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額)とする。ただし、関税定率法(以下「定率法」という。)(別表若しくは関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の税率が無税(定率法第十二条(生活関連物資の減税又は免税)の規定による関税の免除を含む。)(に該当する同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場又は法第五十六条第三項(保税工場の許可)の規定により保税工場の一部の場所につき併せて許可を受ける保税蔵置場の手数料の額は、その二分の一に相当する額とし、定率法別表第四四・〇三項から第四四・一三項までに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は、その五分の一に相当する額とする。

一 五百平方メートル未満 九千五百円(当該許可を受ける者が電子情報処理組織(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用することのできる者として財務大臣が定める者(以下「指定者」という。))である場合にあつては、九千四百円)

二 五百平方メートル以上千平方メートル未満 一万二千二百円

三 千平方メートル以上二千平方メートル未満 一万六千四百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、一万六千二

- 百円)
- 四 二千平方メートル以上三千五百平方メートル未満 二万八千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万七千七百円)
- 五 三千五百平方メートル以上七千平方メートル未満 二万七千三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万七千七百円)
- 六 七千平方メートル以上一万五千平方メートル未満 三万二千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、三万二千六百円)
- 七 一万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 四万二千二百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万二千八百円)
- 八 二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満 五万四千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万四千四百円)
- 九 三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満 六万三千三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万二千九百円)
- 十 五万平方メートル以上七万平方メートル未満 七万六千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万五千四百円)
- 十一 七万平方メートル以上 八万八千七百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、八万八千円)
- 2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六十七条(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条において準用する場合を含む。)に規定する許可又は法第二十三条第一項(船用品又は機用品の積み込み等)若しくは法第七十三条第一項(輸入の許可)前における貨物の引取り)に規定する承認に係る税関の事務(第四項第一号及び次条第三項第一号において「特定税関事務」という。)を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額(その額が同項の規定による額と当該事務を行うため税関法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第二十九条の三(税関職員の派出の申請)の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を五万六千九百円に乗じて得た額(第四項第一号、次条第三項第一号並びに第十三条の五第二項及び第三項において「派出費用相当額」という。))との合計額に満たないときは、当該合計額)とする。
- 3 及び 4 (省 略)

(保税工場の許可手数料)

第三条 法第五十六条第一項(保税工場の許可)の規定による許可を受ける者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税工場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額

(許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額)とする。

- 一 二千五百平方メートル未満 六千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六千七百円)
 - 二 二千五百平方メートル以上五千平方メートル未満 九千五百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九千四百円)
 - 三 五千平方メートル以上一万平方米メートル未満 一万三千六百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、一万三千五百円)
 - 四 一万平方米メートル以上二万平方米メートル未満 二万八千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万七千七百円)
 - 五 二万平方米メートル以上四万平方米メートル未満 三万二千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、三万二千六百円)
 - 六 四万平方米メートル以上七万平方米メートル未満 四万二千二百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万千八百円)
 - 七 七万平方米メートル以上 五万四千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万四千四百円)
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の手数料の額を計算する場合について準用する。
 - 3 (省 略)

(総合保税地域の許可手数料)

第四条 法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定による許可を受ける者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る総合保税地域の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額(許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額)とする。

- 一 一万平方メートル未満 二万五千五百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万五千三百円)
- 二 一万平方メートル以上二万平方米メートル未満 三万五千三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、三万五千百円)
- 三 二万平方米メートル以上四万平方米メートル未満 五万三千百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万二千八百円)
- 四 四万平方米メートル以上七万平方米メートル未満 六万四千七百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万四千二百円)
- 五 七万平方米メートル以上十三万平方米メートル未満 七万七千四百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万六

- 千八百円)
 - 六 十三万平方メートル以上二十五万平方メートル未満 九万三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、八万九千六百円)
 - 七 二十五万平方メートル以上五十万平方メートル未満 十万三千二百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十万二千四百円)
 - 八 五十万平方メートル以上百万平方メートル未満 十一万六千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十一万五千二百円)
 - 九 百万平方メートル以上 十二万九千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十二万八千円)
- 2 (省 略)

関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(抄)

(配合飼料の指定)

第一条 関税暫定措置法(以下「法」という。)の別表第一第〇四〇四・一〇号の一の(一)の(2)の(一)の1及び2並びに(二)の(2)の(一)の1及び2に規定する配合飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備えるものとする。

(経済連携協定)

第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
- 二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
- 三 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
- 四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定
- 五 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
- 六 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
- 七 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定
- 八 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定
- 九 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

- 十 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定
- 十一 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定
- 十二 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定
- 十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

(原産地の証明)

第二十七条 法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等(以下「特惠受益国等」という。)を原産地とする物品(以下「特惠受益国原産品」という。)について、同項又は同条第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特惠受益国原産品であることを証明した書類(以下「原産地証明書」という。)を税関長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

一 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた物品

二 課税価格の総額が二十万円以下の物品(前号に掲げる物品に該当するものを除く。)

三 (省略)

2) 5 (省略)

(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益国原産品についての証明)

第三十条 第二十六条第二項の規定の適用を受けることにより特惠受益国原産品とされる物品について法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品に係る原産地証明書の提出に際し、当該原産地証明書に、当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出物品の品名及び数量について当該原産地証明書を発給した者が証明した書類を添付しなければならない。

2 (省略)

3 前二項の規定は、第二十六条第三項の規定の適用を受けることにより特惠受益国原産品とされる物品について法第八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第一項の規定中「当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出物品の品名及び数量」とあるのは、「当該物品に係る第二十六条第三項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国並びに当該生産された物品の品名、数量及び価額」と読み替えるものとする。

4 (省略)

(特恵対象物品の本邦への運送)

第三十一条 特恵受益国原産品のうち次に掲げる物品以外の物品については、法第八条の二第一項又は第三項の規定は、適用しない。

一 その原産地である特恵受益国等から当該特恵受益国等以外の地域(以下この条において「非原産国」という。)を経由しないで本邦へ向けて直接に運送される物品

二 その原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される物品で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかつたもの

三 その原産地である特恵受益国等から非原産国における一時蔵置又は博覧会、展示会その他これらに類するもの(以下この条において「博覧会等」という。)への出品のため輸出された物品で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるもの(当該物品の当該非原産国から本邦までの運送が前二号の運送に準ずるものである場合に限る。)

2 (省 略)

3 第一項第二号又は第三号に掲げる物品について法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品についての輸入申告に際し、当該物品が当該各号に掲げる物品に該当することを証する書類として、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければならない。ただし、課税価格の総額が二十万円以下の物品又は特例申告貨物については、この限りでない。

一 当該物品の原産地である特恵受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し

二 第一項第二号又は第三号に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書

三 前二号に掲げる書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの

4 及び 5 (省 略)

関税割当制度に関する政令(昭和三十六年五月三十一日政令第五百五十三号)(抄)

(関税割当てをする物品及びその数量)

第一条 関税暫定措置法(以下「暫定法」という。)第八条の五第二項に規定する政令で定める物品は、この政令の別表に掲げる物品とする。

2 別表に掲げる物品につき暫定法の別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量は、それぞれ別表の期間の欄に掲げる期間につき同表の下欄に掲げる数量とする。

コンテナーに関する通関条約(昭和四十六年条約第七号)(抄)

第二条

各締約国は、貨物を詰めて輸入された後に空^{から}で若しくは貨物を詰めて再輸出されるコンテナ又は空^{から}で輸入された後に貨物を詰めて再輸出されるコンテナについては、その再輸出を条件とし、かつ、次条から第六条までに定める他の条件に従つて、輸入税、輸入禁止及び輸入制限の免除を受ける一時輸入を認める。各締約国は、その領域内に居住し若しくは設立されている者により購入のために輸入され又はその他の方法で実質的に所有されかつ管理されることとなつたコンテナについては、それらの便益を与えない権利を有する。また、この条約の規定を適用しない国から輸入されるコンテナについても、同様とする。